

産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定又は出産された**国民健康保険被保険者の方が対象です。**
妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。)
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。また、出産後の届出も可能です。(ただし、令和5年度は、令和6年1月から制度開始のため、令和6年1月4日から届出を受けます。)

国民健康保険税の軽減方法

- 対象年度の世帯の年税額合計から、出産される方の「産前産後期間」相当分の保険税が減額されます。

…産前産後期間

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠			出産予定月			
多胎妊娠	出産予定月					

単胎妊娠の方：出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月の計4か月間
多胎妊娠の方：出産予定月(又は出産月)の3か月前から出産予定月(又は出産月)の翌々月の計6か月間

〈注意事項〉

- ・ 出産される方の産前産後期間相当分の保険税(所得割額と均等割額)が世帯の年税額から減額されます。
- ・ 産前産後期間相当分の軽減額については、原則、納期未到来の保険税の期別から減額されるため、産前産後期間中に支払う保険税が0円になるわけではありません。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分のみ保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産月			

- ・ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。
- ・ 令和6年1月より前の産前産後期間は、令和6年1月から制度開始のため軽減の対象とはなりません。

届出に必要な書類

- ① 届出人の本人確認書類
- ② 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ③ 母子健康手帳など

- ・ ②については、保険年金課窓口にてお求めいただくか、市公式ホームページからダウンロードして印刷したものをお使いください。
- ・ 郵送での届出も可能です。

問合せ・届出先

〒207-8585 東大和市中央3丁目930番地 東大和市役所 保険年金課 国民健康保険税係
東大和市役所 1階2番窓口 TEL: 042-563-2111 (内線1023・1024)